

平成21年12月4日

江差町議会議長

打越東亞夫様

総務産業常任委員会

委員長 従二谷伸



委員会審査報告書

本委員会に付託の審査事件について、審査を終了したので、会議規則第78条及び第97条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 審査事件

平成21年第3回定例会

陳情第1号 町道町民の森通り道路改良整備に関する陳情

2 審査の経緯と結果

本委員会は、平成21年9月28日、10月13日、11月13日、11月27日の4日間会議を開催し、資料をもとに担当職員の説明を受けると共に、現地において陳情代表者から意見を聴くなど調査を行った。

陳情の趣旨は、町民の森への唯一のアクセス路として利用されている町道未舗装部分約450メートルの舗装と道路側溝の整備を求めるものである。

町道未舗装部は車両の通行に伴い土ぼこりが発生し、近隣住居者の住環境への悪影響を及ぼしており、素掘側溝は豪雨時に土砂等を下流域住居へ押し流し個人の財産に被害を及ぼすことが懸念される。

しかし、①現地は急勾配であること、②雨水処理に問題があること、③要望路線の道路改良には多額の予算が必要となり、地域住民の「安心・安全」な暮らしを確保することは大変重要であるが、上記で述べた①から③の事柄や江差町の財政状況も鑑み、下記のとおり意見を付し、本陳情を「採択」すべきものと決定した事を報告する。



意 見

陳情路線の道路改良に伴う問題点は下記のとおりであり、江差町が「財政の早期健全化団体」であることを踏まえ、道や国の補助制度等の導入の可能性を探るとともに、町内の懸案事項の優先順位等も充分考慮し、費用対効果、事業規模、整備時期も含め整備計画を十分検討する必要がある。

記

1. 道路縦断勾配が非常にきつい路線であり、舗装した場合冬季間のスリップ事故などの発生が懸念されること。
2. 上記理由により、冬季間の道路維持管理上、これまで以上の経費や体制が求められること。
3. 舗装することにより、雨水は路面へ浸透しなくなり、排水はすべて流末へ流入することとなり、これまで以上に豪雨時における下流域住居への被災が懸念される。
4. 排水流末の埋設縦断管は、既存住宅の地下に敷設されており、流末の改良には住宅の移転補償を含む多額の経費を必要とすること